

# 資料 6

国立大学教育研究評価委員会（第28回）  
平成23年8月24日

国立大学法人評価委員会  
総会（第38回）H23.5.24

中期目標期間評価

## 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の 第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領（素案）

平成 年 月 日  
国立大学法人評価委員会決定

### 1. 概要

- ・ 中期目標期間終了時の評価は、各法人の自己点検・評価に基づいて行う。具体的には、各法人の中期計画の実施状況等に基づき、中期目標の各項目の達成状況を確認（項目別評価）し、その結果等を踏まえ、各法人の特性に配慮しつつ、中期目標の達成状況の総合的な評価（全体評価）を行う。
- ・ 各法人の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する。
- ・ 各法人の自己点検・評価が着実に行われているかどうか確認する。
- ・ 評価に当たっては、例えば、世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育・研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等、地域や国際社会への貢献、教育・研究の国内外連携を通じた実施等、法人の多様な役割に十分配慮する。また、教育研究の定性的側面、中長期的な視点に留意する。
- ・ なお、別添1の「共通の観点」について、第2期中期目標期間における取組状況を評価する。

### 2. 実施方法

#### (1) 項目別評価

##### ① 教育研究等の質の向上

##### ア. 大学評価・学位授与機構が行う評価

- ・ 教育研究の状況の評価は、その特性に配慮して、国立大学法人法の規定に従い、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）から、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に教育研究の状況についての評価の実施を要請する。
- ・ 「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況を評価するために必要な評価方法、評価項目、評価基準、評価の裏付けとする基礎資料の内容等は、機構が別に定める。その際、我が国における教育・研究上の独自性を尊重しつつ、各法人の目的によっては、最終的な成果が、世界的な高水準の達成や、国際的な競争力の向上を目指すものとなるよう配慮する。
- ・ 学部・研究科等の教育研究の水準及び質の向上度を評価する単位（対象組織）は、第1期中期目標期間における現況分析の単位に準ずるものとし、別添2のとおりとする。

- 各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、各法人の判断で国立大学法人評価に活用できることとするなど、評価作業の合理化のための工夫をする。
- 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に評価結果案に対する意見申立ての機会を付与する。
- 各法人の自己点検・評価を検証した上で、教育研究の水準及び質の向上度の評価結果も勘案し、「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「その他の目標」の3項目（大学共同利用機関法人は、「共同利用等に関する目標」を加えた4項目）ごとに、中期目標の達成状況に基づき以下の5段階により評定する。また、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な教育研究等の改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。

評定
中期目標の達成状況が非常に優れている
中期目標の達成状況が良好である
中期目標の達成状況がおおむね良好である
中期目標の達成状況が不十分である
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある

#### イ. 評価委員会による検証

- 附属病院及び附属学校については、その特性に配慮し、中期目標の達成状況に基づき検証する。
- 「中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうか」という観点から、中期計画の記載事項ごとに、自己点検・評価（ウェイト付けを含む）の妥当性も含めて総合的に検証する。
- 適正な教育研究環境を保持する観点から、別添3に示す方法により、各法人の中期目標別表に記載されている教育研究組織ごとに、定員超過の状況を確認し、必要に応じ、改善すべき点を指摘する。
- 法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる場合は、その理由等を示す。

#### ウ. 評価委員会による評定

- 機構による各法人の中期目標の達成状況の評価結果を尊重する。
- 附属病院及び附属学校の達成状況は、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」の項目ごとに、全体的な状況を指摘した上で、優れた点や改善すべき点を指摘する。
- 評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相对比较するものではないことに十分留意する必要がある。

### ② 業務運営・財務内容等の状況

#### ア. 法人による自己点検・評価

- 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の4項目について、中期計画の記載事項ごとに、事業の実施状況を自己点検・評価し、

実績報告書に以下の4段階により進捗状況の記号及びその判断理由を記載する。

なお、項目内の各記載事項の重要性等を勘案してウェイト付けができる。

進捗状況	
中期計画を上回って実施している	(Ⅳ)
中期計画を十分に実施している	(Ⅲ)
中期計画を十分には実施していない	(Ⅱ)
中期計画を実施していない	(Ⅰ)

- 平成27年度の業務実績報告書と中期目標期間の業務実績報告書は効率化の観点から様式を一体のものとする。

#### イ. 評価委員会による検証

- 「中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうか」という観点から、中期計画の記載事項ごとに、自己点検・評価（ウェイト付けを含む）の妥当性も含めて総合的に検証する。
- 法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる場合は、その理由等を示す。
- 実績報告書の調査・分析は、書面審査及びヒアリング等を通じて行う。

#### ウ. 評価委員会による評定

- イ. の検証を踏まえ、「共通の観点」に係る取組状況等も勘案し、項目ごとに、中期目標の達成状況に基づき以下の5段階により評定するとともに、優れた点や改善すべき点を、各法人が自主的に行う業務運営の改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。なお、評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相対比較するものではないことに十分留意する必要がある。

評定	判断基準（目安）
中期目標の達成状況が非常に優れている	評価委員会が特に認める場合
中期目標の達成状況が良好である	すべてⅣ又はⅢ
中期目標の達成状況がおおむね良好である	Ⅳ又はⅢの割合が9割以上
中期目標の達成状況が不十分である	Ⅳ又はⅢの割合が9割未満
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

※1 上記の判断基準は目安であり、各法人の諸事情（「共通の観点」に関する取組状況等を含む。）を勘案し、総合的に判断する。

※2 各法人がウェイト付けした事項を勘案し、評価する。

※3 学士・修士・博士・専門職学位課程ごとの収容定員の充足率が一定程度（90%）以上となっているかどうかを勘案し、評価する。

#### (2) 全体評価

- 中期目標の各事項の達成状況の結果等を踏まえつつ、各法人の特性にも配慮し、中期目標期間の業務実績の全体を記述式により評価する。

また、各法人が中期目標の前文に掲げている「基本的な目標」に対する具体的な取組状況について、各年度の進捗状況の確認も踏まえ記述する。

(3) 法人への意見申立て機会の付与

- ・ 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与する。
- ・ 機構が専門的な観点から行う教育研究の状況の評価は、機構において、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与した上で評価結果を決定していることから、意見申立ての対象としない。

(4) 評価結果の公表

- ・ 評価結果を決定した後、各法人に通知するとともに、実績報告書と併せて公表する。

**3. スケジュール**

平成28年

6月30日まで 各法人が「平成27年度及び中期目標期間の実績報告書」を提出

7～8月頃 実績報告書を調査・分析（業務運営等）

9～10月頃 平成27年度の業務実績に係る評価結果案に対する各法人の意見申立て

平成27年度の業務実績に係る評価結果の決定、各法人に通知・公表

平成29年

1～3月頃 教育研究の状況の評価結果案に対する各法人の意見申立て

教育研究の状況の評価結果の決定、評価委員会に提出、各法人に通知

3～4月頃 評価委員会の評価結果案に対する各法人の意見申立て

評価結果の決定、各法人に通知・公表

**4. その他**

本実施要領は、各法人を取り巻く諸事情や各事業年度評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じ見直し・改善を行う。

## 共通の観点

### 1. 業務運営の改善及び効率化

#### ○ 戦略的・効果的な資源配分、業務運営の効率化を図っているか。

各法人の総合的な戦略や状況に応じた柔軟かつ迅速な物的・人的資源の配分が進められているかどうかという観点から評価することが必要である。また、法人内のコンセンサスの確保に留意しつつ、教育研究活動の進展や社会のニーズに機動的に対応するため、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行がより一層求められており、業務運営の合理化や管理運営の効率化が進められているかどうかという観点から評価する。

(指標例)

- ・ 法人の経営戦略に基づく経費及び人員枠等、資源配分の措置状況

#### ○ 外部有識者の積極的活用や監査機能の充実が図られているか。

外部有識者の活用により運営の活性化が図られているかどうかという観点から評価する。また、内部監査の組織が適切に整備され監査が実施されると共に監事や会計監査人による監査結果を適切に運営に反映させるなど、監査機能の充実が図られているかどうかという観点から評価する。

(指標例)

- ・ 外部有識者の活用状況
- ・ 経営協議会の審議状況・運営への活用状況及び関連する情報の公表状況

### 2. 財務内容の改善

#### ○ 財務内容の改善・充実が図られているか。

国費の投入により支えられている法人において、財務内容を改善することは重要な課題であり、法人の目的に照らして経費の節減、自己収入の増加及び資金の運用が図られているかどうか、財務分析を実施し、その分析結果を運営の改善に活用しているかどうかという観点から評価する。(附属病院を置く法人は、継続的・安定的な病院運営のために必要な取組も含む。)

(指標例)

- ・ 経費の節減、自己収入の増加、資金の運用に向けた取組状況
- ・ 財務情報に基づく財務分析結果の活用状況

### 3. 自己点検・評価及び情報提供

#### ○ 中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の着実な取組が図られているか。

法人が中期計画・年度計画を計画的に実行するとともに、自己点検・評価の着実な取組が図られているかどうかという観点から評価することが必要である。

(指標例)

- ・ 中期計画・年度計画の進捗状況管理の状況
- ・ 自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用状況

#### ○ 情報公開の促進が図られているか。

法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、教育研究等の状況について積極的な情報提供が求められており、情報公開の促進が図られているかどうかという観点から評価する。

(指標例)

- ・ 情報発信に向けた取組状況

### 4. その他の業務運営

#### ○ 法令遵守（コンプライアンス）体制が確保されているか。

法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、法令遵守（コンプライアンス）体制が確保されているかどうかという観点から評価する。

(指標例)

- ・ 法令遵守（コンプライアンス）に関する体制及び規程等の整備・運用状況
- ・ 災害、事件・事故等の危機管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況

## 大学評価・学位授与機構が行う教育研究評価における現況分析の単位について

### I. 基本的な考え方

1. 国立大学法人については、評価結果を法人の教育研究の自主的改善に役立てるとともに、次期中期目標・中期計画の検討に資するものとする観点から、現況分析の対象は、原則として、中期目標別表に記載された教育研究組織（学部、研究科等）及び共同利用・共同研究拠点とする。
2. なお、大学院と学部の関係、大学院と共同利用・共同研究拠点の関係、連合大学院等については、以下の原則により分析単位を工夫する。
  - (1) 研究面については、各法人の意向を聞き、学部、研究科、共同利用・共同研究拠点の分析に必要な場合に、上記以外の教育研究組織も分析の対象とする。
    - ・ 中期目標別表に記載されない教育研究組織に所属して研究活動を行う教員がいる場合などが想定される。
  - (2) 学部と当該学部を基礎とする一般研究科は、研究面については、教員の実質的な重複を踏まえ、それらを一つの単位として一体的に分析する。【例1】
    - ・ 研究活動は、課程を区切って行われるものではないため、学部と研究科を一体的に分析する。
  - (3) 連合大学院は、大学院を一つの単位として分析し、分析結果を基幹校、参加校それぞれの中期目標の達成状況の評価において勘案する。【例2】
  - (4) 附置研究所やその他の教育研究組織を基礎とする独立研究科は、研究科を一つの単位として分析する。なお、研究面については、当該独立研究科の業績に基礎となる組織における業績について、当該独立研究科の業績と明確に区分できない場合は、両組織の業績として分析できることとする。【例3、4】
  - (5) 学校教育法第85条但書及び第100条但書により、学部、研究科に代わる教育研究上の組織を置く場合の教育面・研究面の分析は、原則として、学部、研究科と同様に扱う。
    - ・ 筑波大学等の学群・学系、各大学の教育部・研究部がこれに該当。
  - (6) 教養教育を行う全学的な教育組織は、分析の対象とせず、教養教育の実施状況については、関係する中期計画の実施状況について分析を行うほか、学部の教育面の分析の中で扱う。

3. 大学共同利用機関法人については、原則として、法人が設置する大学共同利用機関（国立大学法人法施行規則第1条）及び中期目標に記載された教育研究上の基本組織とする。
4. 大学共同利用機関と大学の共同利用・共同拠点に認定された附置研究所及び研究施設における共同利用・共同研究による業績については、当該組織と共同利用研究者が所属する組織の双方の業績として分析できることとする。
5. なお、中期目標期間の途中で統合・改組を行った場合は、平成27年度末時点の組織をそれぞれ分析の単位とするが、改組前と継続性が高い組織が存在する場合は、当該組織の研究業績や改組前からの質の向上度を分析の対象とする。

## II. 分析単位の決定プロセス

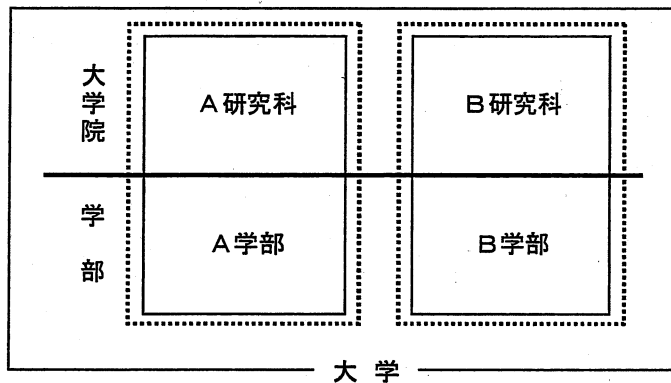
1. 国立大学法人評価委員会は、各法人の分析単位について、予め当該法人の意向を聞き、これを踏まえて法人ごとに個別に定める。
  - ・ 各法人が、上記の基本的な考え方に基づいて、分析単位の意向を国立大学法人評価委員会に提出することとする。
2. 国立大学法人評価委員会は、平成27年10月を目処に中期目標期間評価の対象となる分析単位を確定し、大学評価・学位授与機構に示すこととする。



教育研究評価における研究面の現況分析の単位         

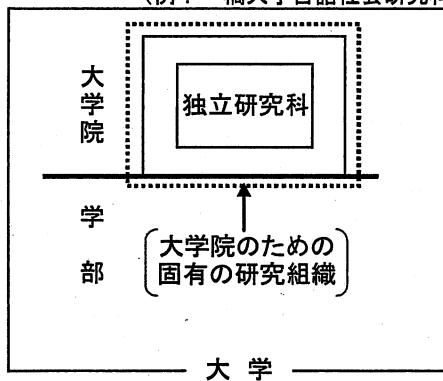
【例1】

○ 学部と学部を基礎とする一般研究科の場合



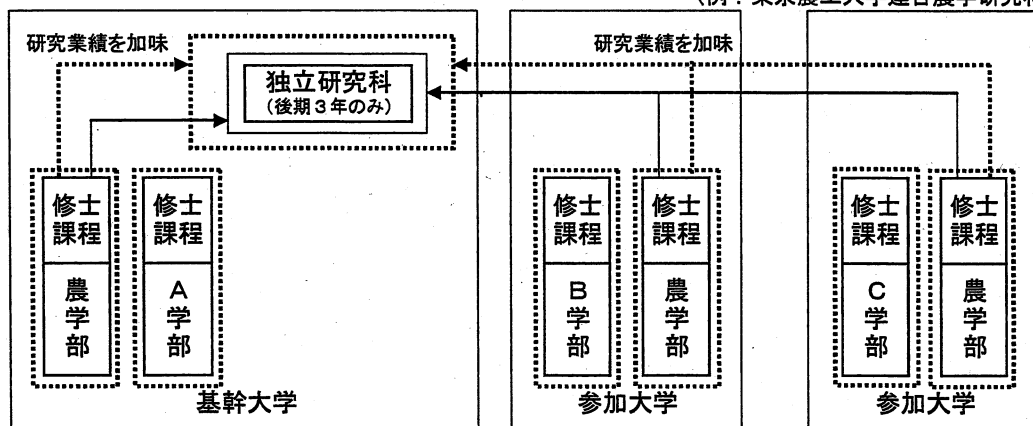
○ 独立研究科の場合

(例：一橋大学言語社会研究科)



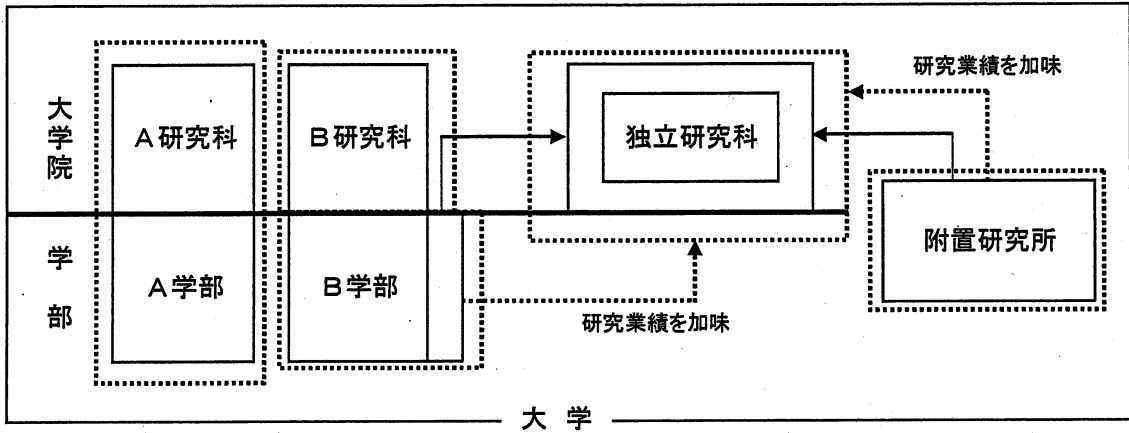
【例2】主として複数の大学の学部または修士課程を基礎とする場合

(例：東京農工大学連合農学研究科)



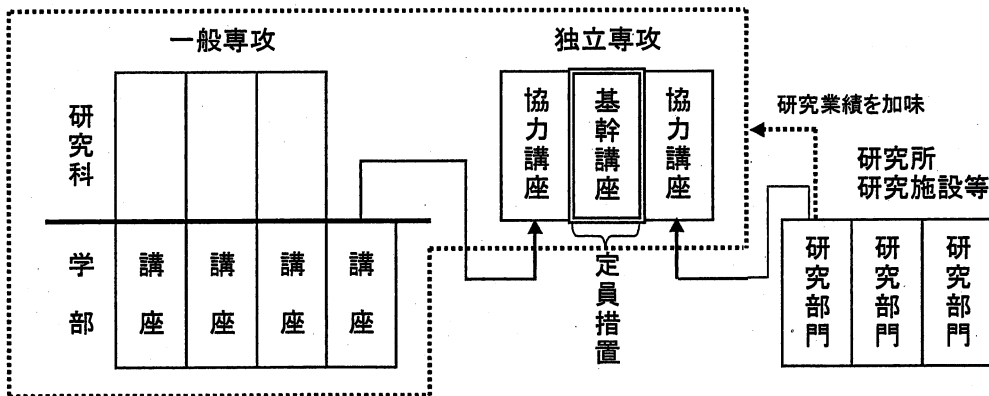
【例3】主として大学の附置研究所その他の教育研究施設を基礎とする場合

(例：東京工業大学総合理工学研究科)

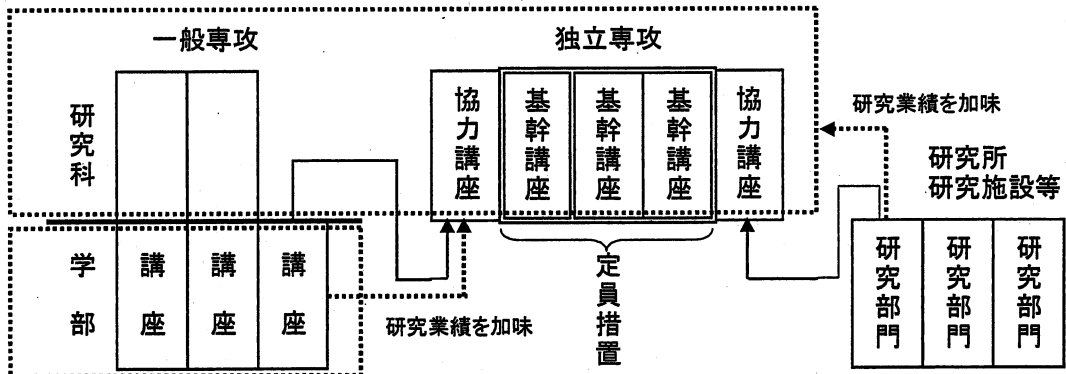


【例4】研究科内に独立専攻がある場合

① 独立専攻のウェイトが小さい場合



② 独立専攻のウェイトが大きい場合



※ 実線は組織を構成する

## 中期目標期間の業務実績評価における定員超過の状況の確認・指摘方法について

### 1. 定員超過率の算定方法

#### (1) 確認単位

中期目標別表に記載されている学部・研究科等を単位とする。

#### (2) 基準時

平成22年度から平成27年度までの各年度の5月1日現在の状況とする。

#### (3) 定員超過率

収容定員に対する在学者の割合を定員超過率とする。その際、以下の点に留意する。

① 外国人留学生のうち、国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間交流協定等に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生については、在学者数から控除する。

② 休学者については、在学者数から控除する。

③ 留年者及び在学者のうち標準修業年限内に学位を取得できなかった者については、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者は在学者数から控除する。

※ 実績報告書において、各年度における学部、研究科等毎の上記①～③の数及びそれらを控除した定員超過率を記載する。

### 2. 定員超過の状況の確認・指摘

(1) 評価に際しては、平成27年度における定員超過率が130%の目安を上回っている学部、研究科等がある場合に、それぞれ平成22年度からの推移及び超過が生じた理由等を確認の上、必要に応じて、入学定員の見直しを含め定員超過の改善に努めることを指摘する。

(2) 特に、平成22年度から平成27年度までの期間を通じて一貫して定員超過率が130%の目安を上回っており、定員超過の解消に向けた取組が不十分であると認められる学部、研究科等がある場合には、それぞれ入学定員の見直しを含め定員超過の改善を求める。

(3) 定員超過の状況を確認するため、各年度において、超過率が130%の目安を上回っている学部、研究科等について、その理由を実績報告書に記載することとする。

(4) 定員超過の状況についての指摘は、「教育研究等の質の向上」の項目において、機構が行う教育研究の状況の評価結果に、付記することとする。